

不明な点は
お問い合わせを

国保年金課からのお知らせ

国民健康保険料の納入通知を発送します

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月12日（金）に発送する予定です。届くまでには数日かかる見込みですので、あらかじめご了承ください。届いたら記載内容を確認し、不明な点があればお問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については相談に応じていますので、国保年金課窓口においでください。

※異動届け出、被保険者証の発行、再交付手続きなどは国保年金課で行います。問い合わせや相談の対応には時間がかかることもありますのでご了承ください。

なお、所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課（ともに市役所2階）で行ってください。

▼その他 第1期分からの減免申請は、第1期の納期限当日（7月31日〈水〉）が申請期限ですので、ご注意ください。

国民健康保険被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日から更新されることに伴い、新たな保険証を7月中旬から下旬にかけて、被保険者個人ごとに発送します。

新しい保険証の色は「桃色」で、有効期限は一部（途中で75歳に到達する人や65歳に到達する退職者医療制度該当者など）を除き、令和2年7月31日です。

届いた保険証の記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課か岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（市役所1階、☎40-7045）

利用する人は
確認を

一部の教育・文化施設で使用区分等が変わります

施設利用者の負担軽減と利用促進を図り、学習機会や文化活動をより一層推進するため、一部の教育・文化施設が1時間単位で使用できるようになります。また、一部教育施設では、使用料の免除団体を拡大します。

▼対象施設 市民会館（ホール、楽屋を除く）、弘前文化会館（ホール、楽屋、美術展示室を除く）、中央公民館、総合学習センター（教育センター、学習情報館、東部公民館）、中央公民館相馬館、地区公民館（東目屋〈☎86-2112〉、和徳〈☎36-4747〉、清水〈☎88-2110〉、石川〈☎92-3405〉、堀越〈☎27-2635〉、千年〈☎87-2130〉、船沢〈☎96-2323〉、新和〈☎72-1517〉、藤代〈☎32-1977〉）、農村環境改善センター（裾野公民館）、相馬ふれあい館

▼適用日 10月1日以降の使用分から

■問い合わせ先 右表の各施設



全部対応=○、一部対応=△

施設名	使用区分・料金が1時間単位	免除団体の拡大
市民会館	☎32-3374	△
弘前文化センター	☎33-6571	△
弘前文化会館 中央公民館		○
総合学習センター（教育センター、学習情報館、東部公民館）	☎26-4800	○
中央公民館相馬館	☎84-2316	○
地区公民館（東目屋〈☎86-2112〉、和徳〈☎36-4747〉、清水〈☎88-2110〉、石川〈☎92-3405〉、堀越〈☎27-2635〉、千年〈☎87-2130〉、船沢〈☎96-2323〉、新和〈☎72-1517〉、藤代〈☎32-1977〉）		○
農村環境改善センター（裾野公民館）	☎93-2810	○
相馬ふれあい館	☎84-3475	○

対象の人は
申し込みを

弘前市に移住・就業した人に移住支援金を支給

東京23区に在住または通勤している人が弘前市に移住して就業した場合に、移住支援金を支給します。詳細は市ホームページをご覧ください。

▼支給対象者 ①・②のいずれにも該当する人
①直近の5年以上、東京23区に在住していた人、または東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）に在住し東京23区内に通勤していた人

②県庁ホームページ（Aomori Job）に求人を掲載する地元企業に、平成31年4月1日以降に新規就業した人、または青森県の起業支援金の交付決定を受け市内で開業する人

▼支給額 2人以上の世帯での移住の場合…最大100万円／単身での移住の場合…最大60万円

■問い合わせ・申込先 商工労政課（☎35-1135）

空き家の相談に
応じます

空き家対策講座・個別相談会 （新和・堀越・城西地区）

各地区に住んでいる人であれば誰でも参加できます。気軽においでください。

▼対象 各地区の居住者

▼参加料 無料

※講座は事前の申し込みは不要。相談会の参加希望者は7月16日（火）までに、事前の申し込みが必要（当日参加も可）。詳しくは、各地区の回覧板か、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先・申込先 建築指導課（☎40-0522）

地区名	開催日	講座開始時間	相談会開始時間	場所
新和	7月26日（金）	午後1時30分	午後2時30分	新和地区体育文化交流センター（種市字木幡）
堀越	7月27日（土）	午後6時	午後7時	堀越公民館（門外2丁目）
城西	7月28日（日）	午後2時	午後3時	西交流センター（城西4丁目）

国民年金保険料の免除・猶予

多段階免除・納付猶予申請

令和元年度分（7月～令和2年6月分）の保険料について、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、納付猶予の申請を受け付けています。

▼申請受付 7月1日（月）から
※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって、免除などの申請もできます。

▼申請場所 国保年金課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所
※市民課駅前分室、城東分室では受け付けてできません。

▼申請に必要なもの 年金手帳かマイナンバーを確認できる書類／本人確認できる書類／失業を理由とする場合は離職票か雇用保険受給資格者証等／代理申請する場合は委任者の印鑑（スタンプ印不可）および委任状

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎40-7048）、岩木総合支所民生課（☎82-1628）、相馬総合支所民生課（☎84-2113）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請によって免除または猶予される制度があります。

継続免除申請

平成30年7月から令和元年6月までの保険料が全額免除、納付猶予に承認された人で、令和元年7月以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらかじめ手続きを行う必要はありません。ただし、住所が異なる配偶者（夫または妻）については、申し出が必要です。

また、失業や天災等を理由として全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。

※いずれの申請をする場合も、個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。

